

職員給与規程の細則を定める達

2018年9月25日

MF第2018000005号

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、一般財団法人みらい財団職員給与規程の細則について定める。

第2章 一般職員の給与に関する細則

(一般職員給与表)

第2条 一般職員給与表は、別表1に掲げるところによる。

- 2 一般職員給与表の適用範囲は、それぞれ当該給与表に定めるところによる。
- 3 前項の給与表は、財団の財務状況、その他の要因により変更する場合がある。

(扶養手当の額)

第3条 扶養手当の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 扶養親族のうち1人 | 15,000 円/月 |
| (2) 扶養親族(1人につき) | 5,000 円/月 |

(住宅手当の額)

第4条 住宅手当の額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 被扶養者を有する一般職員 | 26,000 円/月 |
| (2) 世帯主であって被扶養者を有しない一般職員 | 22,000 円/月 |
| (3) その他の一般職員 | 17,000 円/月 |

(特別手当の支給日)

第5条 特別手当の支給日は、原則として6月及び12月とする。

- 2 特別手当は、財団の財務状況、その他の要因により支給しない場合がある。

(特別手当の額)

第6条 特別手当の額は、次の算出方法により算出した額とする。

(基本給の額+住宅手当の額) × 支給係数 × 評価係数 × 在籍割合

- 2 支給係数は、6月については2.25とし、12月については2.75とする。
- 3 評価係数は一般職員の評価について定める達による評価の結果得られた各職員の成績に応じ0.7から1.3の範囲内で理事長が定める。
- 4 在籍割合は次の各号に定める勤怠調査期間のうち、勤務した割合とする。なお、年次休暇及び特別休暇を取得した日については、勤務したものとみなす。

(1) 6月分支給分 前年12月1日から5月末日まで

(2) 12月分支給分 6月1日から11月末日まで

5 前項の勤怠調査期間内において、20日以上欠勤した者及び採用又は復職後1か月に満たない者並びに就業規則により懲戒処分を受けた者には特別手当を支給しないことがある。

6 理事長は、特別手当の額を、財団の財務状況、その他の要因により全ての一般職員に対して、一定割合を減額した額とすることができる。

(昇給及び降給の細目)

第7条 昇給及び降給については、一般職員が現に受けている基本給の額を受けるに至った時から12か月を下らない期間の成績の程度に応じて、別表2に規定する昇給号数基準表の成績別係数欄のSからDまでに掲げる係数のいずれか一つの係数に、理事長が毎年度予算の範囲で定める平均昇給係数を乗じて得た値（1未満は四捨五入する。）を昇給号数とする。

2 昇給後に基本給の額が各資格等級における上限額を超える場合には、当該資格等級における上限額を本人の昇給後の基本給の額とし、上限を超えないものとする。

(新採用職員の昇給又は降給の額の計算方法)

第8条 昇給又は降給時期以外の時期において新たに採用された一般職員の昇給又は降給については、前条第1項に定める期間にかかわらず、採用後の最初の昇給又は降給の時期において、昇給又は降給させることができる。この場合における昇給又は降給の額は、前条に定める算出方法により算出された昇給又は降給の額を、12で除して得た額に採用後の経過月数（1月未満の端数は切り捨てる。）を乗じて得た額（100円未満は切り上げる。）とする。

(昇格者の昇給)

第9条 一般職員が昇格する時に適用する号俸は、昇格する前の資格等級により第7条の昇給を行った後に適用する号俸を上回らない範囲で理事長がその都度決定するものとする。

(降格者の降給)

第10条 一般職員が降格する時に適用する号俸は、降格する前の資格等級により第7条の昇給を行った後に適用する号俸を上回らない範囲で理事長がその都度決定するものとする。

第3章 役付職員の給与に関する細則

(年俸額基準表)

第11条 年俸額基準表は別表3に掲げるところによる。

(年俸額の決定)

第12条 年俸額は職員評価規程に基づく評価結果に基づき決定する。

(年俸額の更改の細目)

第13条 役付職員が現に受けている年俸の額に、評価結果に応じて別表4に規定する級別年俸額更改表の値を昇給又は降給号数とする。

2 更改後の年俸額が各資格等級における上限又は下限額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該資格等級における上限又は下限額を年俸額とする。

(昇格者の年俸額)

第14条 昇格者の昇格時の年俸額は、4号給の金額とする。

(降格者の年俸額又は月額基本給)

第15条 役付職員が降格するとき適用する号俸は、降格する前の年俸の額に第13条の更改を行ったあとに適用する号俸を上回らない範囲で理事長がその都度決定するものとする。

2 役付職員が降格により一般職員となるときに適用する号俸は、適用する号俸による額と支給する扶養手当及び住宅手当の合計が、降格する前の年俸の額に第13条の更改を行ったあとに適用する号俸の年俸額の17分の1を上回らない範囲で、理事長がその都度定める。

(改廃)

第16条 この達の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附則

この達は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条に基づく指定を受けることを停止条件として、当該指定を受けた日に施行する。

職務の級	1級	2級	3級
号給	月額基本給	月額基本給	月額基本給
	円	円	円
1	201,000	247,000	294,000
2	201,500	247,600	294,700
3	202,000	248,200	295,500
4	202,500	248,900	296,200
5	203,000	249,500	297,000
6	203,500	250,100	297,700
7	204,000	250,700	298,400
8	204,500	251,400	299,200
9	205,100	252,000	299,900
10	205,600	252,600	300,700
11	206,100	253,200	301,400
12	206,600	253,900	302,200
13	207,100	254,500	302,900
14	207,600	255,100	303,700
15	208,200	255,800	304,500
16	208,700	256,400	305,200
17	209,200	257,100	306,000
18	209,700	257,700	306,700
19	210,200	258,400	307,500
20	210,800	259,000	308,300
21	211,300	259,600	309,100
22	211,800	260,300	309,800
23	212,400	260,900	310,600
24	212,900	261,600	311,400
25	213,400	262,300	312,200
26	213,900	262,900	312,900
27	214,500	263,600	313,700
28	215,000	264,200	314,500
29	215,600	264,900	315,300
30	216,100	265,500	316,100
31	216,600	266,200	316,900
32	217,200	266,900	317,700
33	217,700	267,500	318,500
34	218,300	268,200	319,300
35	218,800	268,900	320,000
36	219,400	269,600	320,800
37	219,900	270,200	321,700
38	220,500	270,900	322,500
39	221,000	271,600	323,300
40	221,600	272,300	324,100
41	222,100	272,900	324,900
42	222,700	273,600	325,700
43	223,200	274,300	326,500
44	223,800	275,000	327,300
45	224,300	275,700	328,100
46	224,900	276,400	329,000
47	225,500	277,100	329,800
48	226,000	277,800	330,600
49	226,600	278,500	331,400
50	227,200	279,100	332,300

51	227,700	279,800	333,100
52	228,300	280,500	333,900
53	228,900	281,200	334,800
54	229,400	281,900	335,600
55	230,000	282,700	336,400
56	230,600	283,400	337,300
57	231,200	284,100	338,100
58	231,700	284,800	339,000
59	232,300	285,500	339,800
60	232,900	286,200	340,700
61	233,500	286,900	341,500
62	234,100	287,600	342,400
63	234,700	288,400	343,200
64	235,200	289,100	344,100
65	235,800	289,800	344,900
66	236,400	290,500	345,800
67	237,000	291,300	346,700
68	237,600	292,000	347,500
69	238,200	292,700	348,400
70	238,800	293,400	349,300
71	239,400	294,200	350,100
72	240,000	294,900	351,000
73	240,600	295,600	351,900
74	241,200	296,400	352,800
75	241,800	297,100	353,700
76	242,400	297,900	354,500
77	243,000	298,600	355,400
78	243,600	299,400	356,300
79	244,200	300,100	357,200
80	244,800	300,900	358,100
81	245,400	301,600	359,000
82	246,100	302,400	359,900
83	246,700	303,100	360,800
84	247,300	303,900	361,700
85	247,900	304,600	362,600
86	248,500	305,400	363,500
87	249,100	306,200	364,400
88	249,800	306,900	365,300
89	250,400	307,700	366,200
90	251,000	308,500	367,200
91	251,600	309,200	368,100
92	252,300	310,000	369,000
93	252,900	310,800	369,900
94	253,500	311,600	370,800
95	254,200	312,300	371,800
96	254,800	313,100	372,700
97	255,400	313,900	373,600
98	256,100	314,700	374,600
99	256,700	315,500	375,500
100	257,400	316,300	376,400
101	258,000	317,100	377,400
102	258,700	317,800	378,300
103	259,300	318,600	379,300
104	259,900	319,400	380,200
105	260,600	320,200	381,200
106	261,200	321,000	382,100
107	261,900	321,800	383,100
108	262,600	322,600	384,000
109	263,200	323,500	385,000

110	263,900	324,300	386,000
111	264,500	325,100	386,900
112	265,200	325,900	387,900
113	265,900	326,700	388,900
114	266,500	327,500	389,800
115	267,200	328,300	390,800
116	267,900	329,200	391,800
117	268,500	330,000	392,800
118	269,200	330,800	393,700
119	269,900	331,600	394,700
120	270,500	332,500	395,700
121	271,200	333,300	396,700
122	271,900	334,100	397,000
123	272,600	335,000	
124	273,300		
125	273,900		
126	274,600		
127	275,300		
128	276,000		
129	276,700		
130	277,400		
131	278,100		
132	278,800		
133	279,500		
134	280,200		
135	280,900		
136	281,600		
137	282,300		
138	283,000		

職員区分	職位区分	等級区分	号俸	成績別係数				
				S	A	B	C	D
一般職員	主任	3等級	122及び上限到達後	0	0	0	0	0
			81~121	1.2	1.0	0.8	0.4	0
			41~80	1.4	1.2	1.0	0.7	0.4
			1~40	1.8	1.5	1.2	0.9	0.6
	担当	2等級	123及び上限到達後	0	0	0	0	0
			82~122	1.2	1.0	0.8	0.5	0.2
			41~81	1.4	1.2	1.0	0.7	0.4
			1~40	1.6	1.4	1.2	0.9	0.6
		1等級	138及び上限到達後	0	0	0	0	0
			91~138	1.2	1.0	0.8	0.5	0.2
			46~90	1.4	1.2	1.0	0.7	0.4
			1~45	1.6	1.4	1.2	0.9	0.6

職務の級	チーム長	部長	事務局次長	事務局長
号給	年俸額	年俸額	年俸額	年俸額
	円	円	円	円
1	6,000,000	9,000,000	10,500,000	12,000,000
2	6,400,000	9,400,000	10,900,000	12,500,000
3	6,800,000	9,800,000	11,300,000	13,000,000
4	7,200,000	10,200,000	11,700,000	13,500,000
5	7,600,000	10,600,000	12,100,000	14,000,000
6	8,000,000	11,000,000	12,500,000	14,500,000
7	8,400,000	11,400,000	12,900,000	15,000,000
8	8,800,000	11,800,000	13,300,000	15,500,000
9	9,200,000	12,200,000	13,700,000	16,000,000
10	9,600,000	12,600,000	14,100,000	
11	10,000,000	13,000,000	14,500,000	

職員区分	等級区分	昇給又は降給号数				
		S	A	B	C	D
役付職員	事務局長級	2	1	0	-1	-2
	事務局次長級	2	1	0	-1	-2
	部長級	2	1	0	-1	-2
	チーム長級	2	1	0	-1	-2